

広島市消防団機能別団員制度実施要綱

令和4年 3月24日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、広島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和42年条例第29号）第2条の2第2号に規定する機能別団員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第2条 機能別団員の定員は、広島市消防団事務処理要綱第2条第4項に定める各団の定員の1割とする。

(対象)

第3条 機能別団員の対象は、次に掲げる者のうち、消防活動に対する知識や技術を有した者とし、年齢は、原則として65歳以上とする。

(1) 消防団員を退職した者

(2) 消防職員を退職した者

(活動)

第4条 機能別団員の活動は、主として平日の日中の消防団活動の支援とする。

2 前項の「平日」とは、土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律に規定する休日以外の日をいい、「日中」とは、概ね7時から18時の間をいう。

(定年)

第5条 機能別団員の定年は、70歳とし、定年に達したときは定年に達した日以後における最初の3月31日に退職する。

(階級)

第6条 機能別団員の階級は、団員とし、階級昇任はしないものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。